

研究情報の公開（オプトアウト）について

人を対象とする研究を行う際には、原則として対象となる方から直接同意をいただくことが必要となりますが、既に得られている相談記録等を使用する研究については、事前に内容の説明と同意を得ずに実施する場合があります。

その場合、国が定めた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、対象となる方から直接同意をいただく代わりに研究に用いられる相談記録等の利用目的を含む研究内容を公開し、研究が実施されることについて対象者（代諾者を含む。）が拒否できる機会を保障することが必要とされています。これを「オプトアウト」といいます。

熊田法律事務所では、以下の研究を実施させて頂くことになりました。研究に際して対象となる方が特定されないように匿名化を図るとともに、情報の流出等がないように管理を行い、個人情報保護を厳正に行った上で実施いたします。

ご自身（代諾者を含む。）の相談記録等の情報を調査研究に使用してほしくない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

なお、申出を行うことで対象者の方が不利益を受けることは一切ありません。

当事務所でオプトアウトを実施している調査研究について

研究課題名：法律事務所における司法福祉実践の構築と担い手の育成に関する研究（詳細は次ページをご覧ください）

熊田法律事務所を利用された皆様

熊田法律事務所では、下記の研究を実施させていただきます。この研究の対象に該当する可能性のある方で、相談記録等の情報を研究目的に利用することを希望されない場合は、問い合わせ先にご連絡ください。研究にご協力頂けない場合にも不利益はありませんのでご安心ください。
なお、最終まとめ直前など、時期によっては参加の取下げができない場合もあります。

研究課題名	法律事務所における司法福祉実践の構築と担い手の育成に関する研究
研究責任者	熊田法律事務所事務局 社会福祉士 宮田 千佳子 (日本福祉大学福祉社会開発研究科社会福祉学専攻博士課程)
研究の目的	法律事務所に寄せられる法律相談には、どのような福祉的課題がどの程度含まれるのかを確認し、このような問題を総合的に解決するためには、司法と福祉がどのように連携し、いかなる支援を行えばよいかを明らかにすることを目的とします。
研究の概要	2022年～2023年に当事務所にご相談やご依頼をされた方の情報を研究責任者が研究の目的に沿って分析します。研究責任者が、分析結果を学会発表や論文発表として公表します。
対象期間	2022年1月1日～2023年12月31日
研究対象者	対象期間に当事務所に法律相談や支援を依頼された方すべて
利用する項目	・氏名 ・年齢 ・顧問契約の有無 ・相談の方法 ・認知症の有無 ・成年後見制度の利用の有無 ・家族状況 ・相談内容 ・性別 ・(法人相談の場合の) 法人の種類 ・相談日 ・居住形態 ・障害の有無と種類と程度 ・判断能力の程度 ・福祉サービスの利用状況 ・行った支援の内容
個人情報の取り扱い・扱う者の範囲	利用するデータから氏名等個人が特定できる情報は削除します。研究成果を発表する際も個人を特定できる情報は利用しません。 熊田法律事務所事務局と研究責任者が個人情報を取り扱います。
研究の資金源	利益相反なし
問い合わせ先	熊田法律事務所 弁護士 熊田 均、社会福祉士 宮田 千佳子 〒460-000 名古屋市中区丸の内3-13-1 セプトン丸の内ビル6階 TEL：052-961-8623

オプトアウト開始日 (2024年10月1日) オプトアウト終了日 (2028年3月31日)